

定款・規程・規則・要綱集

平成25年8月

一般社団法人 高知県建設業協会

目 次

<定款・諸規程等>

定 款	1
入会金及び会費に関する規程	11
役員報酬並びに費用に関する規程	12
役員選任に関する規程	15
委員会規程	16
事務局規程	18
表彰規程	19
表彰基準	20
情報公開規程	21
土木部会規程	23
建築部会規程	30
下水道部会規程	38
公益通報取扱要綱	43
倫理委員会設置要綱	46

<就業規則関連>

就業規則	49
育児・介護休業等に関する規則	58
継続雇用の基準等に関する労使協定書	65

定 款 · 諸 規 程 等

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人高知県建設業協会（以下「本会」という。）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を高知県高知市に置き、必要な場合は支部を置くことができる。

2 本会の地域は、高知県一円とする。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、建設業の堅実なる発展を図り、以って社会公共の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建設業の堅実なる発展を期するための必要な方策の研究及びその実施
- (2) 建設業に関する技術、経営、労務の進歩改善のための調査研究及び指導
- (3) 建設業に関する法令の普及徹底及び情報の提供
- (4) 関係官庁及び団体等との連絡交渉並びに提携
- (5) 技能労務者の養成を行うための職業訓練所の設置及び其の他本会の目的を達成するために必要な事業
- (6) 建設業における雇用条件の改善と人材確保育成
- (7) 建設業に関する知識の啓発、情報の提供、資料の頒布
- (8) 地震・風水害等に対応する防災組織の確立及び防災活動の調査研究・訓練・指導
- (9) 会員及び従業員に関する表彰
- (10) 建設産業の社会的評価向上に資する社会貢献活動の実施

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 本会会員は、次の 2 種とする。

- (1) 正 会 員 建設業法に基づく一般建設業若しくは特定建設業の許可を受け高知県内に本店、支店または常設的な営業所を有する信用ある建設業者
- (2) 賛助会員 本会の事業に賛同し、賛助するため入会した個人又は団体

2 正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

3 正会員は第 35 条に定めるいずれかの部会に属す（但し重複は妨げない）ものとする。

定 款

(入 会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、会長の定める入会申込書を提出しなければならない。

- 2 正会員として入会しようとする者は事前に加入したい部会を明らかにするものとし、加入希望を受けた部会は入会申込者の資格審査を行い、理事会でその結果を報告しなければならない。
- 3 入会申込者の承認は理事会で決議する。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、入会金及び会費に関する規程の定めるところにより、入会金及び会費を負担しなければならない。

- 2 既納の入会金及び会費は原則としてこれを返還しない。
- 3 会員が会費を3ヶ月以上滞納した場合には、その期間中会員権の行使を停止されることがある。但し、この場合会員は、既往の義務をのがれることができない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合に至ったときはその資格を失う。この場合如何なる理由によるも本会に対する一切の権利を喪失する。

- (1) 事業の廃止
- (2) 死 亡 (相続による事業承継の場合は之を除く。)
- (3) 1ヶ月の予告期間を以ってする脱退の申出
- (4) 除 名
- (5) 総正会員の同意があったとき。
- (6) 第35条に定める部会へ所属せずに1カ月を経過したとき。

(退 会)

第9条 本会を退会しようとする者は、会費を完納し、書面を届出なければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為があったとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
 - (4) 会費の滞納が1年以上に及び、督促しても納入しないとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に対し、総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 会長は、会員を除名した時は、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員の報告義務)

第11条 会員は次の事項に関して会長へ報告しなければならない。

- (1) 次の各号のいずれかに該当する事項が生じたとき、その旨
 - ア 事業の廃止

- イ 法人代表者の死亡
 - ウ 名称又は代表者の変更
 - エ 営業所又は事務所所在地の変更
- (2) 本会の事業遂行上又は他より調査を依頼され、会長が会員に報告を求めた事項

第4章 役員

(役員の設定)

第12条 本会に次の役員を置く。

- 理事 3名以上 57名以内
 - 監事 1名以上 5名以内
- 2 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長とする。
 - 3 専務理事及び常務理事を各1名置くことができる。
 - 4 第2項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、同項の副会長並びに前項の専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

- 第13条 理事及び監事は、正会員（法人の場合はその役員）並びに学識経験を有する者の中から、別に定める役員選任に関する規程により選出し、総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。ただし、会長の選定は出席理事で議決に加わることができるものの3分の2以上の同意を要する。
 - 3 理事会は、その決議によって、副会長、専務理事及び常務理事を選定することができる。
 - 4 会長に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を認可行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

- 第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のとき又は事故あるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、その業務執行に係る職務を代行する。
 - 4 専務理事、常務理事は会長及び副会長を補佐し、理事会の定めるところに従い本会の常務を統括する。
 - 5 会長、副会長及び専務理事、常務理事は、事業年度毎に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の職務及び財産の状況を調査することができる。
 - 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に

定 款

報告する。

- 4 監事は、前項の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。
- 5 監事は、前項の規定による請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。

(役員任期)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。
- 3 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 4 役員に欠員が生じた場合は、第13条の規定に準じて補欠選任することができる。
- 5 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 増員により選任された理事の任期は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 7 第12条第1項に定める定数に足りないときは、理事又は監事は、任期満了の場合といえども新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第17条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第10条第1項各号の一に類する事実があったときは総会の決議により、その役員を解任することができる。

(役員報酬等)

第18条 役員報酬は、総会が別に定める役員報酬並びに費用に関する規程により支給することができる。

(責任免除)

第19条 本会は、一般社団・財団法人法第111条第1項の役員損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償金額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として免除することができる。

(名誉会長、顧問、相談役)

第20条 本会に名誉会長、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長が委嘱する。任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。
- 3 名誉会長、顧問及び相談役は、本会の業務の運営上の重要な事項について会長の諮問に応ずる。

第5章 総 会

(種類及び構成)

第21条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、いずれも正会員の全員をもって組織する。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とし、通常総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(権 限)

第22条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 会費規程の変更
- (6) 役員報酬並びに費用に関する規程の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催及び招集)

第23条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき

3 総会は、開催の日から少なくとも1週間前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載し、次のいずれかの方法によって会長がこれを招集する。

- (1) 書 面
- (2) 電磁的方法

(議 長)

第24条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が不在のとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により副会長がこの任にあたるものとする。

(正会員の議決権)

第25条 正会員は各1個の議決権を有する。

2 正会員は、前項の議決権を行使するための総会に各1名の代表者を出席させる。

3 正会員は、総会における議決権の行使を他の出席正会員に委任することができる。この場合、委任した正会員は出席したものとみなす。なお、委任する場合は次の何れかの方法で委任状を会長に提出しなければならない。

- (1) 書 面
- (2) 電磁的方法
- (3) ファクシミリ

(決 議)

第26条 総会の決議は、議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以

定 款

上の多数をもって決する。

- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解 散
 - (5) 本会の存立に関する重要な事項
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議 事 録)

第27条 総会の議事については、次に定める事項を記載する他、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 会員数、出席者数及び委任状によって代理された議決権の数
 - (3) 議事の要領
 - (4) 議決した事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から総会において選出された議事録署名人2名が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 理 事 会

(構 成)

第28条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事全員をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 4 顧問及び相談役は、理事会の要請により、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権 限)

第29条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 本会の業務の執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事又は常務理事の選定及び解職

(招 集)

第30条 理事会は、開催の日から少なくとも1週間前に、理事及び監事に対し会長が招集の通知をする。

- 2 会長が不在のとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により、副会長が理事会を招集する。

(議 長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が不在のとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により、副会長がこの任に当たる。

(定足数及び決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第33条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議 事 録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第7章 部会及び委員会

(部 会)

第35条 本会には、業務の執行に必要な部会を総会決議により別表第1「部会一覧表」の通り置く。

2 前項に定める部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委 員 会)

第36条 本会には、業務の執行に必要な委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の承認を得て会長が之を委嘱する。

3 委員会の決議は、理事会の議決を経なければならない。

4 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事 務 局

(事 務 局)

第37条 本会の事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、理事会の決議を経て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 本会の資産は、次に掲げるものにより構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会 費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 本会の資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、別表第2に掲げるものとし、次の各号をもって構成する。

- (1) 一般社団法人への移行日以後に、基本財産として寄付された財産
- (2) その他、理事会において基本財産とすることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第40条 基本財産は、本会の目的を達成するため適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 止むを得ない理由により、基本財産の一部を処分又は担保に供する場合には、理事会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書、収支予算書を記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(備付け帳簿及び書類)

第44条 主たる事務所には、前条の書類のほか、次の書類を5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に供え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第46条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の禁止)

第47条 この法人は剰余金の分配は行わない。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第11章 公告の方法

(公 告)

第49条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補 則

(細 則)

第50条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

定	款
---	---

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長、副会長、専務理事、常務理事は次の通りとする。

会 長 山中栄広
副 会 長 西野精晃 宮崎興正 武田啓郎 杉本貞雄 伊与田和彦
専 務 理 事 (選任せず)
常 務 理 事 川上勲夫

別表第1 部会一覧(第35条関係)

土 木 部 会
建 築 部 会
下 水 道 部 会

別表第2 基本財産(第40条関係)

財産種別	場所・物量等
該当なし	—

入会金及び会費に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は一般社団法人高知県建設業協会の定款第7条の規定に基づき、会費及び入会金に関する必要な事項を定める。

(入会金及び会費)

第2条 入会金及び会費は次のとおりとする。

	入会金	会費 (年額)
正 会 員	0円	5,000円
賛助会員	一口 10,000円	一口 10,000円

(改 正)

第3条 本規程の改正は総会決議により行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人高知県建設業協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

役員報酬並びに費用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人高知県建設業協会（以下「協会」という。）の定款第18条の規定に基づき、役員及の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義 等)

第2条 この規程において掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、賞与を支給しない。
- 3 常勤役員の退職時に退職慰労金を支給することとし、その額の算定については別に定める職員を対象とする就業規則に準ずるものとする。
- 4 非常勤役員の退任時に退職慰労金を支給することができる。支給する場合の額については、10万円を限度とした基本金額に在職年数を乗じて算定することとし、基本金額は、その都度、理事会の議決により決定するものとする。

(報酬の額の決定)

第4条 常勤役員は年額とし、別表第1「常勤役員俸給表（年額）」のとおりとする。常勤役員個々人の報酬年額は別表第1「常勤役員俸給表（年額）」のうちから、理事会の議決により決定する。

- 2 非常勤役員は日額とし、別表第2「非常勤役員俸給表（日額）」のとおりとする。非常勤役員個々人の報酬日額は別表第2「非常勤役員俸給表（日額）」のうちから、理事会の議決により決定する。

(報酬の支給)

第5条 常勤役員報酬は年額を12カ月で割り、毎月支給することとし、支給日、支給方法並びに控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする就業規則に準ずるものとする。

(費 用)

第6条 役員がその職務の遂行に当たって負担した費用は、実費額相当を限度として支給することができる。また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給することとし、その額は別に定める職員を対象とする就業規則に準じて算定する。

(公 表)

第7条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 正)

第8条 この規程の改正は、総会の議決により行うものとする。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人高知県建設業協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則（一部改定）

この規程は、平成25年5月20日から施行する。

別表第1

「常勤役員俸給表（年額）」

号俸	年 額
1	無報酬
2	2,400,000
3	3,000,000
4	3,600,000
5	4,200,000
6	4,800,000
7	5,400,000
8	6,000,000
9	6,600,000
10	7,200,000
11	7,800,000

役員報酬並びに費用に関する規程

別表第2

「非常勤役員俸給表（日額）」

号俸	日 額
1	無報酬
2	2,000
3	3,000
4	4,000
5	6,000
6	8,000

役員選任に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人高知県建設業協会（以下「協会」という。）の定款第13条の規定に基づき、役員選任に関する必要な事項を定める。

(定 数)

第2条 定款第12条に定める理事（57名以内）は、土木部会員45名以内、建築部会員8名以内、下水道部会員2名以内、正会員外2名以内とする。

- 2 定款12条に定める監事（5名以内）は土木部会4名以内、建築部会1名以内とする。
- 3 各部会員から選出する理事及び監事の定数は理事会で定める。
- 4 同一正会員から複数の理事を選出しないものとする。

(選 任)

第3条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

第4条 本規程に明示のない事項については、理事会の議決により定める。

附 則

この規程は、一般社団法人高知県建設業協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

委員会規程

第1条 この規程は、一般社団法人高知県建設業協会（以下「協会」という。）の委員会構成及び運営に関し、必要な事項を定める。

第2条 委員会は、建設業の向上発展のため関係諸事項を調査研究し、その結果を会長に報告すると共に会員に周知徹底を期し協会事業の適正な運営を計ることを目的とする。

第3条 協会に次の委員会を置く。なお必要に応じ特別委員会を置くことができる。

総務委員会
労務委員会
土木委員会
建築委員会
保健委員会

2 各委員会は必要に応じて分科会を置くことができる。

第4条 各委員会は、下記分担事項につき調査研究及び企画並びに審議する。

2 委員会に分科会を置いた場合、その分担事項は委員会で決定する。

総務委員会

- (1) 業界組織の問題に関する事項
- (2) 協会運営に関する事項
- (3) 建設業に関する関係法令、諸制度に関する事項
- (4) 経営合理化、経営の改善、金融、税務に関する事項
- (5) 中小建設業振興に関する事項、並びに、中小建設業関係法令に関する事項
- (6) 会報編集に関する事項
- (7) 工事入札諸制度並びに契約に関する事項
- (8) 所管事項に関する陳情請願建議
- (9) 表彰候補者の推薦に関する事項
- (10) 他の委員会に属さない事項

労務委員会

- (1) 労務関係法令、諸制度に関する事項
- (2) 労務対策の研究、推進に関する事項
- (3) 労働者の労働条件、福利厚生等労務管理に関する事項
- (4) 労務者の賃金管理並びに労務の需給等に関する事項
- (5) 労働者の雇用改善、育成推進に関する事項
- (6) 所管事項に関する陳情請願建議

土木委員会

- (1) 土木関係の法令、諸制度に関する事項
- (2) 労働災害防止対策に関する事項

- (3) 土木工事単価、歩掛等に関する事項
- (4) 土木工法、技術の進歩向上並びに機械化に関する事項
- (5) その他土木に関する事項
- (6) 所管事項に関する陳情請願建議

建築委員会

- (1) 建築関係の法令、諸制度に関する事項
- (2) 建築工事単価歩掛等に関する事項
- (3) 建築工法、技術の進歩向上並びに機械化に関する事項
- (4) その他建築に関する事項
- (5) 所管事項に関する陳情請願建議

保健委員会

- (1) 保健体育に関する事項
- (2) その他健康増進に関する事項

第5条 各委員会は、委員長以下つぎの人員で構成し、副委員長を若干名置く。

- 2 総務委員会 20名以内、労務委員会 20名以内、土木委員会 15名以内、建築委員会 15名以内、保健委員会 15名以内とする。
- 3 特別委員会の委員数については必要に応じて会長が定める。
- 4 委員会に分科会を置いた場合の分科会々長は、委員会の正副委員長の中より選任する。

第6条 各委員会は、役員その他の正会員及び学識経験者の中から会長が理事会の承認を得て委嘱する。その任期は役員の任期に準ずるものとする。

- 2 正副委員長は、当該委員の互選により決定する。

第7条 各委員長は、当該委員会の会務を統括し、会議の議長となる。

- 2 委員長が不在のときは副委員長が代理する。正副委員長共に不在のときは委員の互選により代表者1名を定める。

第8条 各委員会は、必要ある都度委員長が招集する。

第9条 正会員は、委員会に希望する事項を文書又は口頭にて委員長又は会長に依頼することができる。

第10条 各委員長は、委員会の結果を会長に報告しなければならない。

- 2 会長は、前項の報告を受けたときは理事会の決定を経て処理するものとする。

第11条 前条による理事会の決定を経るいとまなき場合は会長が専決処分することができる。

- 2 前項の場合、会長は次の理事会に報告しなければならない。

附 則

この規程は、一般社団法人高知県建設業協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

事務局規程

第1条 定款第37条の定める所により事務局を置き、本規程により事務を処理する。

第2条 事務局は事務局長と定款第35条に定める各部会事務局とする。

第3条 定款第37条第3項の定めるところにより、事務局長の任免は、理事会の議を経て会長が行うこととする。ただし各部会事務局職員の任免は各部会で行うこととする。

第4条 事務局長は、各部会事務局をまとめ、全体業務が円滑に進むよう調整する。ただし、各部会用務については、各部会事務局長の意思を尊重することとし、その用務の責は当該部会事務局長に帰するものとする。

第5条 各部会事務局は、事務局長を補佐し協会事務を共同で処理する。

第6条 この他、各部会事務局に関する規定は各部会規程の定めるところによる。

附 則

この規程は、一般社団法人高知県建設業協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

表 彰 規 程

第1条 一般社団法人高知県建設業協会（以下「協会」という。）正会員並びに正会員の従業員（法人は代表者以外の役員を含む。）及び協会職員に対する表彰に関して、本規程に定めるところにより、会員表彰、会員の従業員表彰、協会職員表彰の3種類に分けて行う。

第2条 会員表彰は、協会正会員であって次の各号の1に該当するものに対して行う。

- (1) 任期2期以上に亘り功績のある正副会長
- (2) 任期3期以上に亘り功績のある役員
- (3) 本会又は業界のため特別功労ありと認められるもの
- (4) 表彰基準1を満たし、次の各号に該当するもの
 - イ 経営の合理化、工費の適正化を図り、その成果顕著なもの
 - ロ 技術の向上、作業の機械化に対する貢献顕著なもの
 - ハ 従業員の労務及び厚生改善に務め、以って労働意欲の増進をもたらしたこと顕著なもの
 - ニ 会員の親愛と協力を図り、業界の道義昂揚に顕著な貢献をしたもの

第3条 正会員の従業員表彰は、10年以上同一会員の従業員として勤続し、勤務成績が優良且つ品行方正にして、次の各号の1に該当する者に対して行う。ただし、正会員の事業所規模により表彰基準2の人数の範囲内において行う。

- (1) 勤務精神を発揮し、克く担任業務に精励し勤務成績特に優良なもの
- (2) 業務上有益な発明改良又は工夫を考案したもの
- (3) 業務上顕著な功績のあったもの
- (4) 事故を未然に防ぎ又は非常に際し功労のあったもの
- (5) その他特に表彰の価値ありと認めるもの

第4条 本会職員表彰は、次の各号の1に該当するものに対して之を行う。

- (1) 本会に勤務すること10年又は20年の勤続者にして、その成績優秀なもの
- (2) 本会発展のためその功績特に顕著なもの
- (3) その他業務上顕著な成績のあったもの

第5条 表彰は、特別の場合を除き総会の席上で表彰状又は感謝状の贈呈をして行う。

2 表彰状又は感謝状には記念品を附するものとする。

第6条 表彰の内申は、次によるものとする。

- (1) 第2条第1項該当者は、役員への推せんによる。
- (2) 第2条第2号より第4号まで及び第4条各号該当者は、正副会長の推せんによる。
- (3) 第3条各号該当者は、その所属正会員の推せんによる。

第7条 前条の推せんのあった場合は、理事会で承認の上、会長が表彰を行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人高知県建設業協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

表彰基準

表 彰 基 準

- 1 表彰規程第2条第4号の表彰基準は、次の各号に該当するものとする。
 - (1) 年齢満60才以上であること。
 - (2) 建設業に従事すること20年以上にして現在も正会員であること。
 - (3) 正会員（法人にあっては、その代表者として本会に登録してから）として15年以上経過していること。
- 2 従業員表彰者の推薦数は、事業所の規模により、次に定める人員の範囲内とする。
 - (1) 従業員100人以上の事業所5名
 - (2) 従業員50人以上100人未満の事業所3名
 - (3) 従業員50人未満の事業所2名

情報公開規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人高知県建設業協会（以下「協会」という。）の情報公開に関する事項を規定する。

(定 義)

第2条 この要領において「法人文書」とは、協会の役員又は職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であって、協会の役職員が組織的に用いるものとして、協会が保有しているものをいう。但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、広報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの。
- (2) 一般の利用に供することを目的として管理しているもの。

(管 理 等)

第3条 協会は、法人文書の公開に当たり、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をするものとする。

- 2 協会は、この規程の定めるところにより、法人文書の閲覧を希望するものに対して、公開する法人文書により得た情報を適正に使用するように求めるものとする。
- 3 協会の法人文書に関する事務は、協会事務局が統括管理する。

(情報公開の対象とする資料及び備え置き期間)

第4条 法人文書の備え付けによる情報提供は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定款諸規程
 - (2) 役員名簿
 - (3) 会員名簿
 - (4) 事業報告書
 - (5) 財務諸表
 - ① 貸借対照表
 - ② 正味財産増減計算書
 - ③ 財産目録
 - (6) 事業計画書
 - (7) 収支予算書及び収支計算書
 - (8) 監事の直近の監査の結果
 - (9) 総会、理事会の議事録
 - (10) 組織の概要
 - (11) 役員報酬基準、役員退職手当基準、職員給与規程及び職員退職手当規程
 - (12) 協会との重要な取引の概要並びにその役員であって協会の役員を兼ねている者の氏名及び役職
 - (13) 「行動憲章」及び「法令遵守と信頼回復に向けての改善計画書」
- 2 前項の文書のうち(1)から(7)については、5年間据え置くものとし、(8)から(13)については、翌事業年度の資料が備え置かれるまでの間備え置くものとする。なお、(1)から(7)及び(13)については、協会のホームページ

情報公開規程

ジにおいても公開する。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第5条 協会の公開する法人文書の閲覧場所は、協会事務局とする。

2 閲覧が可能な日は、協会事務局の休日以外の日とし、閲覧の時間は、午前9時から午後17時（12時から13時までを除く）までとする。

(閲覧申請の方法及び閲覧の実施等)

第6条 法人文書の閲覧を希望する者から閲覧の申請があったときは、閲覧申請書に必要事項を記入し提出を受けるものとする。ただし、求める情報が、この申請によるまでもなく提供できるものであるとき、すなわち、啓発パンフレット、ホームページ提供資料等であるときは、その旨を説明し、適切に対応する。

2 閲覧を希望する者が文書の特定をできないときは、知りたいとしている事柄について十分聴取し、求める法人文書を具体的に特定するのに役立つ情報を積極的に提供する等、利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

3 閲覧を希望する内容が他の法人等又は行政機関に係るものである場合は、他の機関の情報公開窓口を紹介するなど適切な措置をとる。

(費用負担)

第8条 閲覧を申し出て文書の写しの交付等を受けるものは、次に定める費用を負担しなければならない。

(1) コピー（A3版まで） 白黒1枚10円 カラー1枚30円

(2) 各号以外のものによる写し当該写しの交付に要した費用（写しの作成を委託した場合における委託に要した費用等）の実費相当額

(3) 郵送に要する実費相当額

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行なうものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

土木部会規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人高知県建設業協会（以下「協会」という。）定款第35条の規定に基づき、この部会について必要な事項を定める。

(名 称)

第2条 この部会は一般社団法人高知県建設業協会土木部会（以下「土木部会」という。）と称する。

(事 業)

第3条 土木部会は、定款第3条の目的を達成するため、定款第4条に掲げる事業の内、土木に関する事業を扱う。

(土木部会員)

第4条 土木部会員は協会正会員の内、土木部会の目的及び事業に賛同する土木事業を営む者で組織する。

2 土木部会の目的及び事業に賛同する者を土木部会賛助会員とすることができる。

(入 会)

第5条 土木部会へ入会を希望する者は、第6条第1項に定める県内12地域の代表者（支部長）の内、入会希望者が属する地域の代表者から推薦を受けたうえで、入会申込書を土木部会長に提出しなければならない。

2 入会承認の可否は土木部会理事会において決定する。その結果は定款の定める理事会に報告しなければならない。

(地域及び支部)

第6条 土木部会の事業活動を円滑に行うため、活動地域を別表第1の地域に分割する。

2 各地域に代表者を置く。

3 地域代表者は各地域所属土木部会員の互選により決定する。

4 必要に応じて各地域に、事務局を置くことができる。

5 土木部会員は原則として、本店又は営業所があるいずれかの地域に所属するものとする。ただし、特別の事情が有る場合に限り、土木部会理事会の承認を得て、その他の地域に所属することができる。

6 土木部会員の本店又は営業所が複数ある場合は、その中から所属地域を任意に選択することができる。ただし、所属地域の変更は関係する地域代表者の同意を得なければならない。

7 土木部会員は次の項目に関して地域代表者へ報告の義務を有し、報告を受けた地域代表者は速やかに土木部会長へ届け出なければならない。

- ① 事業の廃止
- ② 法人代表者の死亡
- ③ 名称又は代表者の変更
- ④ 営業所又は事務所所在地の変更

土木部会規程

8 この他、土木部会員が地域の所属に関する問題が生じた場合は、その都度土木部会理事会で調整する。

(土木部会役員)

第7条 土木部会に次の役員を置く。

- (1) 土木部会理事 47名以内
 - (2) 土木部会監事 若干名
- 2 土木部会理事は、土木部会員から45名以内を選出する。また、土木部会員外から2名以内を選出することができる。
 - 3 土木部会理事のうち1名を土木部会長、4名以内を土木副会長とする。また、土木部会専務理事及び土木部会常務理事を各1名置くことができる。
 - 4 土木部会理事及び土木部会監事は、第8条により選出し、土木部会総会の決議によって選任する。
 - 5 土木正副会長、土木部会専務理事、土木部会常務理事は、土木部会理事会の互選により決定する。ただし、土木部会長については出席土木部会理事の3分の2以上の同意を要する。
 - 6 土木部会役員の任期は定款第16条の規定を準用する。
 - 7 土木部会役員が任期途中で所属地域を変更した場合は、その残任期間が1年以上ある場合は土木部会総会に諮り補欠選任する。その期間が1年未満の場合はその任期を全うする。
 - 8 部会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 - 9 副会長は、部会長を補佐し、部会長が不在のとき又は事故あるときは、あらかじめ定めた順位により、その業務執行に係る職務を代行する。
 - 10 部会理事は、部会理事会を組織し、その決議を以て会務を執行する。
 - 11 部会専務理事及び部会常務理事は、部会長及び副会長を補佐し、部会理事会の定める処に従って土木部会の常務を統括する。

(土木部会役員候補者の選出)

第8条 土木部会員から選出する土木部会理事は、別表第1に掲げる各地域及び、土木部会理事会が定める特定地域から候補者を選出する。

- 2 前項の各地域及び特定地域から選出する土木部会理事候補者の定数は、次の通りとする。
 - (1) 別表第1に掲げる各地域の土木部会理事定数
土木部会理事会が別に定める基準日において、各地域所属土木部会員数30名につき土木部会理事1名を定数とする。ただし、各地域の土木部会理事定数は最低2名とする。
 - (2) 特定地域の土木部会理事定数
土木部会理事会で、その都度決定する。
- 3 土木部会理事候補者の選出は、各地域で第9条に規定する選挙を実施し、割り当てられた土木部会理事数の候補者を選出する。但し、地域所属土木部会員の2分の1以上の同意を得た地域は、選挙を省略することができる。この場合、地域所属土木部会員の互選による複数名の選考委員会を設置し、土木部会理事候補者を選出しなければならない。
- 4 土木部会監事候補者の選出は土木部会理事会において定める。
- 5 土木部会役員候補者の選出は土木部会総会前日までに終了しなければならない。

(土木部会理事候補者選出選挙)

第9条 選挙は、地域所属会員の過半数が出席し、選挙管理人立会いのもと実施する。

- 2 選挙管理人は、投票日前に土木部会長が地域ごとに3名を指名する。
- 3 選挙管理人は、投票及び開票を管理する。選挙管理人で意見が分かれる事柄が生じた場合は選挙管理人の多数決により決定する。
- 4 投票は、地域所属の1会員につき1票とし、連記無記名により直接投票する。
- 5 投票は、選挙管理人の指定する日時に投票箱に投入しなければならない。定められた時間内に投票できなかったものは棄権したものとみなす。
- 6 投票用紙は、選挙管理人が交付する。
- 7 選挙管理人は、投票時間経過と同時に投票箱を開き投票人の総数を計算した後、選挙管理人の確認を経て投票の効力を決定する。
- 8 次の各号の一に該当する者についてはこれを代理人として認める。この場合、委任状を選挙管理人の指示するところに従い提出しなければならない。
 - (1) 法人土木部会員にあっては、その役員としての地位にあるもの。
 - (2) 個人土木部会員にあってはその支配人（商法第20条の支配人をいう）及び土木部会員の配属者若しくは二親等以内の者で、当該企業の経営業務の管理者又はこれらの者に準ずる地位にあるもの。
 - (3) 県外建設業者の営業所たる土木部会員にあっては、当該営業所長に次ぐ地位にあって経営業務の管理に従事しているもの。
- 9 有効投票の多数を得た者を定員に達する迄上位より順次に当選者とする。得票数同一の場合には抽選によって決定する。なお、当選者が辞退したときは次位の得票者を繰上げて当選者とする。
- 10 選挙管理人は、互選によって代表1名を決定し其の代表は選挙に関する顛末を記載した選挙録を作成し、管理人全員捺印のうえ土木部会長に提出しなければならない。土木部会長は投票その他選挙に関する証拠書類を当選役員の任期中保存しなければならない。

（協会役員候補者の選出）

第10条 役員選任に関する規程第2条に定める土木部会選出の協会役員は、土木部会役員から土木部会理事会の承認を得て選出する。

（会 議）

第11条 土木部会の会議は、土木部会総会、土木部会理事会、土木部会監査会、各常置（総務・労務・土木・保健）委員会とし、必要な事柄は、定款の規定を準用する。

- 2 その他、土木部会理事会の決議により、必要な会議を設けることができる。

（会 計）

第12条 土木部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 土木部会の会計帳簿は次の通りとする。
 - ① 現預金出納帳
 - ② 総勘定元帳
 - ③ 固定資産台帳
 - ④ その他必要な補助簿
- 3 土木部会の金銭出納は、土木部会長の印章を捺印した振替伝票によらなければならない。
- 4 土木部会の取引銀行は四国銀行もしくは高知銀行とする。
- 5 土木部会事務局長の専行にてできる支出は次の通りとする。

土木部会規程

- ① 既定の給料
 - ② 旅費の概算及び精算
 - ③ 予算規定科目（予備費を除く）の一件五万円未満の支出
- 6 土木部会の金銭支出には、特別の場合を除き、外証書類を添付しなければならない。
- 7 その他会計について必要な事柄は、土木部会理事会において定める。

（土木部会運営費）

第13条 土木部会員は、土木部会運営費を納入しなければならない。

- 2 土木部会員が負担する土木部会運営費の額は、別表第2「ランク別土木部会運営費負担表」により、毎年度当初に土木部会理事会において定める。
- 3 特別の事由により徴収の必要が生じた場合、土木部会長が土木部会理事会の決議を経て、追加の運営費を徴収することができる。
- 4 既納の土木部会運営費は原則としてこれを返還しない。
- 5 土木部会員が土木部会運営費を滞納した場合は、定款第7条及び第10条の規定を準用する。
- 6 土木部会賛助会員の会費は、土木部会理事会において定める。
- 7 土木部会員が年度途中に入会又は退会する場合、土木部会運営費の扱いは次の通りとする。
 - (1) 年度途中の入会
土木部会運営費は全額免除する。
 - (2) 年度途中の退会
土木部会運営費は徴収する。ただし、別表第2「ランク別土木部会運営費負担表」に掲げるAランク部会員については、部会員であった月数に応じて算出した額を徴収することとし、これ以外の部会員については全額徴収することとする。

（旅 費）

第14条 役員及び事務局職員が出張するときは、別表第3に定める旅費を支給する。

（慶 弔）

第15条 土木部会員及び土木部会事務局職員の慶弔は、別表第4に定める基準により金員を贈与する。

（事 務 局）

第16条 土木部会に事務局を置き、協会及び土木部会の事務を処理する。

- 2 土木部会事務局員は役付局員とその他局員とする。
- 3 役付局員は次の通りとする。
 - (1) 土木部会事務局長 1名
 - (2) 土木部会次長 必要に応じて若干名
 - (3) 土木部会課長 若干名
 - (4) その他土木部会理事会が必要と認めた役職
- 4 土木部会事務局長は、土木部会長の命を受け局員を統率し事務を掌握する。他の局員は土木部会事務局長を補佐し定められた分担業務に従事する。

附 則

この規程は、一般社団法人高知県建設業協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

別表第1

「地域表」

地域名	対象市町村	地域代表者
室戸	東洋町、室戸市	
安芸	安芸市、馬路村、北川村、芸西村、田野町、奈半利町、安田町	
南国	香美市、香南市、南国市	
嶺北	大川村、大豊町、土佐町、本山町	
高知	高知市	
伊野	いの町、土佐市、日高村	
高吾北	越知町、佐川町、仁淀川町	
高陵	須崎市、津野町、中土佐町、梶原町	
窪川	四万十町	
中村	黒潮町、四万十市	
宿毛	大月町、宿毛市、三原村	
土佐清水	土佐清水市	

別表第2

「ランク別土木部会運営費負担表」

1. 土木部会員が負担する土木部会運営費の額は、各等級の負担割に算定率を乗じた金額とする。
2. 算定率は土木部会理事会で決定する。
3. 負担金額には、定款第7条に定める会費を含むものとする。

※ランク及び総合点数は高知県の格付けによる。また完工高は経営事項審査による。

ランク	等級	算出方法	負担割
A	1	Aランクのうち総合点数1400点以上の土木部会員	2,000,000
	2	Aランクのうち総合点数1300点以上の土木部会員	1,300,000
	3	Aランクのうち総合点数1300点未満の土木部会員	800,000
B	1	直前1年間の土木一式工事完成工事高のうち、官公庁元請金額により順位をつけ、7等分する	450,000
	2		400,000
	3		350,000
	4		300,000
	5		250,000
	6		200,000
	7		150,000

土木部会規程

C	1	直前1年間の土木一式工事完成工事高のうち、官公庁元請金額により順位をつけ、7等分する	120,000
	2		110,000
	3		100,000
	4		90,000
	5		80,000
	6		70,000
	7		60,000
D	1	直前1年間の土木一式工事完成工事高のうち、官公庁元請金額により順位をつけ、7等分する	50,000
	2		45,000
	3		40,000
	4		35,000
	5		30,000
	6		25,000
	7		20,000
無	—		20,000

別表第3

「旅費支給基準表」

1. 交通費

職別 \ 区分	航空機	鉄道	船舶	バス	車賃
役員	エコノミー クラス実費	普通	一等	実費	実費
職員	〃	〃	〃	〃	〃

備考

- (1) 鉄道の場合は特急列車を運行する区間は、特急料金及び座席指定料金を支給する。
- (2) 県外出張の場合、車賃のほかに1日3,000円を移動費として支給する。ただし、土木部会が所有する車両を使用する場合は、移動費を支給しない。

2. 日当

職別 \ 区分	県内	県外	政令都市
役員	3,000円	3,500円	4,000円
職員	2,500円	3,000円	3,500円

3. 宿泊料

職別 \ 区分	県内	県外	政令都市
役員	10,000円	13,000円	16,000円
職員	9,000円	12,000円	15,000円

備考 行動基準は勤務時間を標準とする。

4. 出席旅費

土木部会役員、土木部会委員等が会議等への出席のため県外に出張する場合は、通常旅費に出席旅費として会議等の当日に限り1日4,000円を加算して支給する。

別表第4

「慶弔基準表」

区 分		土木部会員	職 員
慶 事	建設業に関して功労があり国又は 県から表彰されたとき	祝金 5万円	祝金 3万円
	本人の婚姻	その都度必要に応じて土木部 会長が決定贈与する。	祝金1万円以上とし、その都 度土木部会長が決定贈与する。
凶 事	本人の死亡	花環香典5万円以上を土木部 会長が決定贈与する。	花環及び香典3万円以上を土 木部会長が決定贈与する。
	家族の死亡	配偶者及び一親等の者につい ては香典1万円以上を土木部 会長が決定贈与する。	その都度必要に応じて土木部 会長が決定贈与する。
	本人の病気	その都度必要に応じて土木部 会長が決定贈与する。	その都度必要に応じて土木部 会長が決定贈与する。
	水震火災その他非常災害により住 居又は家財に損害を受けたとき	被害の程度に応じて土木部会 長が定める見舞金	被害の程度に応じて土木部会 長が定める見舞金
その他		その都度必要に応じて土木部会長が決定する。 土木部会員でない役員、委員の慶弔についても同様とする。	

建築部会規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人高知県建設業協会（以下「協会」という。）定款第35条の規定に基づき、当部会の必要な事項を定める。

(名 称)

第2条 この部会は一般社団法人高知県建設業協会建築部会（以下「建築部会」という。）と称する。

(事 業)

第3条 建築部会では、定款第3条の目的を達成するため、同第4条に掲げる事業のうち、建築に関する事業を扱う。

(建築部会員等)

第4条 建築部会員は協会正会員のうち、建築部会の目的及び事業に賛同する建築業を営む者で組織する。

2. 建築部会の目的及び事業に賛同する者を建築部会賛助会員とすることができる。

(入会・入会金等)

第5条 建築部会に入会又は再入会を希望する者は、建築部会員3名（うち1名以上は建築部会役員）の推薦を受け、入会申込書及び関係書類（推薦書、誓約書、建設業の許可書写）を、建築部会長に提出しなければならない。

2. 入会又は再入会承認の可否は、建築部会理事会において決定する。その結果は定款に定める理事会に報告しなければならない。

3. 入会を承認された者は、別表に定める入会金を納めなければならない。但し、再入会の場合は、入会金は免除する。

4. 既納の入会金は、原則としてこれを返還しない。

5. 建築部会賛助会に入会を希望する者は、建築部会役員の推薦を受け、入会申込書を建築部会長に提出しなければならない。

6. 建築部会賛助会の入会の可否は、建築部会理事会において決定する。

(建築部会役員)

第6条 建築部会に次の役員を置く。

(1) 建築部会理事 19名以内

(2) 建築部会監事 2名

2. 前項の建築部会理事定数を定めるにあたっては、建築部会員7名につき1名を基準とする。

3. 建築部会理事のうち1名を建築部会長、3名以内を建築副部長、6名以内を建築部会常任理事とする。また、建築部会専務理事を1名置くことができる。

4. 建築部会理事及び建築部会監事は、別に定める建築部会役員選任規程により選出し、建築部会総会の決議によって選任する。

5. 建築部会長は、建築部会理事会の互選により決定する。ただし、出席建築部会理事の3分の2以上の同意を要する。
6. 建築部会理事会は、その決議によって、建築副部長、建築部会常任理事及び建築部会専務理事を選定することができる。
7. 建築部会理事の職務及び職権は、定款第14条の規定を準用する。
8. 建築部会長に事故等あるとき、前項の規定では業務執行に支障ある場合、第5項の規定によることができる。
9. 建築部会監事の職務及び職権は、定款第15条の規定を準用する。
10. 建築部会役員は、定款第16条の規定を準用する。
11. 役員選任に関する規定第2条に定める建築部会選出の協会役員は、建築部会役員の中から建築部会理事会の承認を得て選出する。

(建築部会顧問及び相談役)

第7条 建築部会に顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2. 顧問及び相談役に関する必要な事柄は、定款第20条の規定を準用する。

(会 議)

第8条 建築部会の会議は、建築部会総会、建築部会理事会、建築部会常任理事会とし、必要な事柄は、定款第5章から第6章の規定を準用する。

2. その他、建築部会理事会の決議により、必要な会議を設けることができる。

(会 計)

第9条 建築部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 建築部会の会計帳簿は次の通りとする。

- ① 現預金出納帳
- ② 総勘定元帳
- ③ 固定資産台帳
- ④ その他必要な補助簿

3. 建築部会の金銭出納は、振替伝票によらなければならない。
4. 建築部会の会計は、毎月末日に現金については金銭出納簿その他の書類により、預金については預金通帳又は残高証明書等によりその有高を照合しなければならない。
5. 建築部会事務局長において専決できる支出は次の通りとする。
 - ① 既定の給料
 - ② 旅費の概算及び精算
 - ③ 予算規定科目（予備費を除く）の一件五万円未満の支出
6. 建築部会の金銭支出には、特別の場合を除き外証書類を添付しなければならない。
7. その他、会計について必要な事柄は、建築部会理事会において定める。

(建築部会運営費)

第10条 建築部会員は、建築部会運営費を納入しなければならない。

2. 建築部会員が負担する建築部会運営費の額は、別紙「ランク別建築部会運営費負担表」により、毎年度

建築部会規程

当初に建築部会理事会において定める。

3. 特別の事由により徴収の必要が生じた場合は、建築部会長は建築部会理事会の議を経て決定し、徴収することができる。
4. 既納の建築部会運営費は、原則としてこれを返還しない。
5. 建築部会員が建築部会運営費を滞納した場合は、定款第7条及び第10条の規定を準用する。
6. 建築部会賛助会員の会費及び入会金は、原則別紙のとおりとする。但し、その運用は建築部会理事会において定める。

(旅 費)

第11条 建築部会役員及び事務局職員が建築部会業務のため出張するときは、別表に定める旅費を支給する。

(慶 弔)

第12条 建築部会員及び事務局職員の慶弔は、別表に定める基準により金員を贈与することができる。

(建築部会分科会)

第13条 委員会の所管事項で建築部会に係る事柄を専門的に調査・研究するため、建築部会分科会等を置くことができる。

2. 建築部会分科会の定数は、建築部会理事会の意見をもとに建築部会長が定める。
3. 建築部会分科会の委員は、建築部会理事会の承認を得て建築部会長が委嘱する。
4. 建築部会分科会の必要な事柄は、定款第36条及び委員会規程を準用する。

(付 則)

1. この規程は、一般社団法人高知県建設業協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

入 会 金

一般社団法人高知県建設業協会建築部会規程第5条第3項の規定により、新規建築部会員が納入すべき入会金は、次のとおりとする。

入会金	30万円
-----	------

会費・入会金

一般社団法人高知県建設業協会建築部会規程第10条の規定により、賛助会員が納入すべき会費・入会金は、次のとおりとする。

賛助会年会費	3万円
賛助会入会金	2万円

ランク別建築部会運営費負担表

一般社団法人高知県建設業協会建築部会規程第10条の規定により、建築部会員が建築部会に納入すべき負担額（会費を含む。）は、次のとおりとする。

負担額区分表

経審総合評定値（P）・ランク区分		年額（万円）
A	1000 以上	70
	999～980	60
	979～960	55
	959～940	50
	939～920	45
	919～900	40
	899～850	20
	849～800	12
	799～760	10
B		8
C		5
D		5
無		5

付 記

1. 幡多地区建築部会員の負担額の特例については、建築部会理事会で定める。
2. ランク区分は当年度高知県建設工事ランク基準表のランク区分による。
3. Aランクの点数に変動が生じた場合は、上記区分に応じて建築部会理事会で定める。

旅費支給表（建築部会）

交通費

職別 \ 区分	航空機	鉄 道	船 舶	車 賃
役 員	エコノミー クラス実費	普 通	一 等	実 費
職 員	〃	〃	〃	〃

備 考 鉄道の場合は特急列車を運行する区間は、特急料金及び座席指定料金を支給する。

私有車使用の場合は、実走行距離を10で除し、それに時価の燃料代を乗じた後1.5倍した額とする。

日 当

職別 \ 区分	県 内	県 外	政令都市
役 員	3,000円	3,500円	4,000円
職 員	2,500円	3,000円	3,500円

備 考 昼食等の支給がある場合は、日当は支給しない。

建築部会規程

宿泊費

職別 \ 区分	県 内	県 外	政令都市
役 員	10,000円 又は実費	13,000円 又は実費	16,000円 又は実費
職 員	9,000円 又は実費	12,000円 又は実費	15,000円 又は実費

備 考 行動基準は勤務時間を標準とする。

※ 役員会・委員会等の出張旅費は支給しない。但し、西部地区及び東部地区に所属する建築部会員は次の通り出張旅費を支給する。

但し書きの出張旅費 = 主要な交通機関（鉄道〈特急料金及び座席指定料金を含む。〉又はバス）の実費

慶弔基準表（建築部会）

区 分		建築部会員	職 員
慶 事	建築業に関して功労があり国又は県から表彰されたとき	祝 金 5万円	祝 金 3万円
	本人の婚姻	その都度、必要に応じて建築部会長が決定贈与する。	祝金1万円以上とし、その都度、建築部会長が決定贈与する。
凶 事	本人の死亡	花環香典5万円以上を建築部会長が決定贈与する。	花環香典3万円以上を建築部会長が決定贈与する。
	家族の死亡	配偶者及び一親等の者については香典1万円以上を建築部会長が決定贈与する。	その都度、必要に応じて建築部会長が決定贈与する。
	本人の病気	その都度、必要に応じて建築部会長が決定贈与する。	その都度、必要に応じて建築部会長が決定贈与する。
	水震火災その他非常災害により住居又は家財に損害を受けたとき	被害の程度に応じて建築部会長が定める見舞金	被害の程度に応じて建築部会長が定める見舞金
その他		その都度、必要に応じて建築部会長が決定する。	

建築部会役員選任規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人高知県建設業協会建築部会規程第6条第4項の規定に基づき、建築部会役員を選任に関して必要なことを定める。

(役員の地域区分)

第2条 規程第6条の建築部会役員のうち建築部会理事については、原則次に掲げる地区毎に選出する。

- | | |
|----------------------------------|-----|
| (1) 中央地区 ((2)及び(3)以外の土木事務所の管轄区域) | 10名 |
| (2) 東部地区 (安芸及び中央東土木事務所の管轄区域) | 1名 |
| (3) 西部地区 (幡多土木事務所の管轄区域) | 1名 |

2. 建築部会監事については、県下全域とする。

(選出の方法)

第3条 建築部会役員を選出は、前条の区分毎に、次の各号の定めにより行う。

- (1) 中央地区建築部会理事及び建築部会監事については、選考又は選挙（投票）により行う。
- (2) 東部及び西部地区の建築部会理事については、当該地区からの推せんによる。

2. 前項第1号の選出方法のうち、いずれの方法によるかは、建築部会理事会の意見をもとに建築部会総会で決定する。

(選考による選出)

第4条 前条第1項の規定により建築部会役員を選任を選考により行なう場合の方法等は、次条から第7条までの定めにより行う。

(選考委員)

第5条 選考は、選考委員により行なうものとし、委員は、建築部会長、建築副部会長の職にある者並びに建築部会運営等の経験から選考委員として適任と認められる者の中から、建築部会総会の意見をもとに議長が指名する。

(選考基準)

第6条 選考委員は、建築部会役員候補者を選考する場合は、建築部会員の期待と信頼に応える執行体制の実現を重点とし、次に掲げる要点を総合判断のうえ行なわなければならない。

- (1) 建築部会の健全な発展と建築部会員全体の利益の向上のため、その職務を誠実かつ公正に遂行することが期待できること。
- (2) 社会・経済情勢の変化に応じ適切かつ敏速な建築部会運営が期待できること。
- (3) 建築部会員の親睦と融和を図り、強固な団結を維持する中から共存共栄の実を挙げることが期待できること。
- (4) 建築部会役員又は委員等の経験から、業界の実情に相当の知識を有していること。
- (5) 建築部会活動のため、所属企業の経営等に支障を来たすことが少ないと認められること。
- (6) 全各号に掲げるもののほか、建築部会役員として適任であると認められること。

建築部会規程

2. 前項に掲げるもののほか、選考委員は、次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 建築部会役員層の円満な新陳代謝に心掛け、新人の登用を図ること。
- (2) 企業規模別に均衡のとれた建築部会役員構成とすること。

(選考結果の報告)

第7条 選考委員は、前条の規定に基づき建築部会理事及び建築部会監事の候補者を決定したときは、その旨を議長に報告するとともにその結果を建築部会総会に報告しなければならない。

(選挙による選出)

第8条 第3条第1項の規定により、建築部会役員の選任を選挙により行なう場合の方法等は、次条から第15条までに定めにより行う。

(選挙人及び被選挙人)

第9条 この選挙における選挙人及び被選挙人となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 中央地区選出建築部会理事については、中央地区に所在する建築部会員
- (2) 建築部会監事については全建築部会員

(投票)

第10条 投票は、前条各号の区分毎に、建築部会総会の出席建築部会員により行なうものとする。

2. 投票用紙は、投票開始前に建築部会員名簿又は被選挙人名簿と共に出席者に交付する。
3. 出席建築部会員は、前項の交付があったときは、建築部会員名簿又は被選挙人名簿に基づき、建築部会理事又は建築部会監事として選任すべき者の所属及び氏名を投票用紙に記載し、所定の時刻までに投函しなければならない。
4. 第6条（選考基準）の規定は、投票の場合についてもこれを準用する。

(開票)

第11条 開票は、投票終了後引き続き議長が指名する開票管理人（3名）及び事務局長において行う。

2. 開票管理人は、被選挙人の得票の集計及びこれに附随する一切の事務を行う。
3. 事務局長は、開票管理人の事務を補佐する。

(当選者)

第12条 開票の結果、建築部会理事については得票数の1位から10位までを、建築部会監事については、得票数の1位及び2位をそれぞれ当選者とする。

2. 前項の場合において、当落線上にある得票数の者が2名以上あるときは、くじにより当選者を決定する。
3. 開票の結果、同一人が建築部会理事及び建築部会監事の双方に当選したときは、その者は建築部会理事に当選したものとする。

(繰り上げ当選)

第13条 次の各号の一に該当するときは、建築部会理事及び建築部会監事ごとにそれぞれ次点者から順次繰り上げて当選者とする。

- (1) 当選者となった者が辞退したとき。

- (2) 前条第3項に該当して建築部会監事の当選者が欠員となったとき。
- (3) 選挙の日から1年以内に、建築部会理事又は建築部会監事が欠員となったとき。

(開票結果等の報告)

第14条 開票管理人は、開票が終了したときは、その旨を議長に報告を行う。

2. 議長は、前項の報告があったときは、会議を再開のうえ、次の事項を報告する。

- (1) 投票総数及び無効票又は白票の数
- (2) 当選者及び次点者の氏名
- (3) その他必要な事項

3. 議長は、前項の報告と併せて、東部及び西部地区から建築部会理事として推せんのある者の所属及び氏名を報告する。

(投票の委任)

第15条 建築部会会員が止むを得ない事情により、建築部会総会に出席できないため第10条の投票を行なうことができないときは、次の各号に掲げる者にその投票を委任することができる。

- (1) 法人の建築部会員にあっては、その登記役員としての地位にある者
- (2) 個人の建築部会員にあっては、その支配人（商法第20条の支配人をいう。）及び建築部会員の配偶者若しくは二親等以内の者で、当該企業の管理者又はこれらの者に準ずる地位にある者。
- (3) 県外建設業者の営業所たる建築部会員にあっては、当該営業所長に次ぐ地位にあって経營業務の管理に従事している者

2. 建築部会員は、前項により代理人を選任したときは、建築部会総会開会の時まで委任状を提出しなければならない。

(建築部会総会の承認)

第16条 議長は、第7条及び第14条の報告が終了したときは、これを建築部会総会に諮り、承認を求めなければならない。

2. 前項の承認があったときをもって、建築部会理事、建築部会監事にそれぞれ就任したものとする。

附 則

- 1. この規程は、一般社団法人高知県建設業協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2. この規程に定めるもののほか、建築部会役員を選任につき必要な事項は、建築部会理事会の意見のもとに、建築部会長が別に定める。

下水道部会規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人高知県建設業協会（以下「協会」という。）定款第35条の規定に基づき、この下水道部会について必要な事項を定める。

(名 称)

第2条 この下水道部会は一般社団法人高知県建設業協会下水道部会（以下「下水道部会」という。）と称する。

(事 業)

第3条 この下水道部会では、定款第3条の目的を達成するため、定款第4条に掲げる事業の内、下水道に関する事業を扱う。

(下水道部会員及び下水道部会賛助会員)

第4条 下水道部会員 協会正会員の内建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する建設業者で、下水道部会の目的及び事業に賛同する者。
下水道部会賛助会員 下水道部会の目的及び事業に賛同する者。

(入会・入会金)

第5条 下水道部会へ入会を希望する者は、第1号様式による入会申込書に下水道部会員である推薦人2名の署名を添えて下水道部会長に提出しなければならない。

- 前項の入会申込書には第2号様式による誓約書を添付しなければならない。
- 入会承認の可否は次の審査基準により下水道部会理事会が決議する。その結果は定款に定める理事会に報告しなければならない。
 - 高知県及び高知県内市町村の指名業者
 - 建設業の許可を受けた後1年以上の営業歴を有する者
- 入会を承認された者は、下水道部会理事会が定める入会金を納めなければならない。
- 下水道部会員の資格は、入会金を納入した日から効力を生ずるものとする。
- 既納の入会金は原則として返還しない。

(下水道部会役員)

第6条 下水道部会に次の役員を置く。

- 下水道部会理事 15名以内
 - 下水道部会監事 若干名
- 下水道部会理事のうち1名を部会長、2名以内を副部会長とする。また、下水道部会専務理事及び下水道部会常務理事を各1名置くことができる。
 - 下水道部会理事候補者及び下水道部会監事候補者は総務専門委員会で選出し、正副下水道部会長の承認を得たものを、下水道部会総会の決議により選任する。
 - 下水道部会長は、下水道部会理事の互選により決定する。
 - 下水道部会役員任期は定款第16条の規定を準用する。

- 6 定款12条に規定する下水道部会選出の役員は、下水道部会役員から選出する。
- 7 下水道部会理事及び下水道部会監事に関する事項は定款の規定を準用する。

(下水道部会総会)

第7条 下水道部会総会は下水道部会員全員をもって組織する。

- 2 下水道部会総会で決議する事項について、下水道部会員全員が書面によって承認した場合は、当該提案を可決する旨の下水道部会総会の決議があったものとみなす。
- 3 その他必要な事柄は定款の規定を準用する。

(下水道部会理事会)

第8条 下水道部会に下水道部会理事会を置く。

- 2 下水道部会理事会は下水道部会理事全員をもって構成する。
- 3 下水道監事は、下水道理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 4 その他必要な事柄は定款の規定を準用する。

(下水道部会専門委員会)

第9条 下水道部会に次の下水道に関する専門の委員会を置く。

総務専門委員会

技術専門委員会

労務安全専門委員会

- 2 前項の他必要に応じて特別委員会を設置することができる。
- 3 各委員会の分担事項は次の通りとする。

総務専門委員会

- (1) 下水道業界組織に関する事項
- (2) 下水道部会の運営に関する事項
- (3) 他の委員会に属しない事項

技術専門委員会

- (1) 下水道関係の法令諸制度に関する事項
- (2) 下水道工事に関連する単価、歩掛等に関する事項
- (3) 工法、技術の進歩向上及び機械化に関する事項

労務安全専門委員会

- (1) 労務関係法令及び諸制度に関する事項
- (2) 労働災害防止対策の充実促進に関する事項
- (3) 安全衛生パトロールの実施に関する事項
- (4) その他安全衛生に関する事項

- 4 委員は下水道部会長が下水道部会理事会の承認を得て委嘱すものとし、その任期は下水道部会役員の任期に準ずる
- 5 各委員会は10名以内をもって構成し、委員長1名と副委員長若干名を置く。
- 6 正副委員長は当該委員会委員の互選により決定する。

下水道部会規程

(会 計)

第10条 下水道部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 下水道部会の会計帳簿は次の通りとする。

- ① 金銭出納帳
- ② 元 帳
- ③ 銀行勘定帳
- ④ その他必要な補助簿

3 下水道部会の金銭出納は、下水道部会長の印章を捺印した振替伝票によらなければならない。

4 下水道部会の取引銀行は四国銀行もしくは高知銀行とする。

5 下水道部会事務局長の専行にてできる支出は次の通りとする。

- ① 旅費の概算及び清算
- ② 予算規定科目（予備費を除く）の一件三万円未満の支出

6 下水道部会の金銭支出には、特別の場合を除き、外証書類を添付しなければならない。

7 その他会計について必要な事柄は、下水道部会理事会において定める。

(会 費)

第11条 下水道部会員は、下水道部会運営費を納入しなければならない。

2 下水道部会運営費の下水道部会員負担額は、別表第1の基準により、毎年度当初に下水道部会理事会で定める。

3 特別の事由により徴収の必要が生じた場合、下水道部会長が下水道部会理事会の決議を経て、徴収することができる。

4 既納の部会運営費は原則としてこれを返還しない。

5 下水道部会員が下水道部会運営費を滞納した場合は、定款第7条及び10条の規定を準用する。

6 下水道部会賛助会員の下水道部会運営費は、下水道部会理事会において定める。

(旅 費)

第12条 役員及び事務局職員が下水道部会業務のため出張するときは、別表第2に定める旅費を支給する。

(慶 弔)

第13条 下水道部会員及び事務局職員の慶弔は、別表第3に定める基準により金員を贈与する。

附 則

この規程は、一般社団法人高知県建設業協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

下水道部会規程

3. 宿泊料

職別 \ 区分	県内	県外	政令都市
役員	10,000円	13,000円	16,000円
職員	9,000円	12,000円	15,000円

備考 行動基準は勤務時間を標準とする。

4. 出席旅費

下水道部会役員、下水道部会委員等が会議等への出席のため県外に出張する場合は、通常旅費に出席旅費として会議等の当日に限り1日4,000円を加算して支給する。

別表第3

「慶弔基準表」

区分		下水道部会員	職員
慶事	建設業に関して功労があり国又は県から表彰されたとき	祝金 5万円	祝金 3万円
	本人の婚姻	その都度必要に応じて下水道部会長が決定贈与する。	祝金1万円以上とし、その都度下水道部会長が決定贈与する。
凶事	本人の死亡	花環香典5万円以上を下水道部会長が決定贈与する。	花環及び香典3万円以上を下水道部会長が決定贈与する。
	家族の死亡	配偶者及び一親等の者については香典1万円以上を下水道部会長が決定贈与する。	その都度必要に応じて下水道部会長が決定贈与する。
	本人の病气	その都度必要に応じて下水道部会長が決定贈与する。	その都度必要に応じて下水道部会長が決定贈与する。
	水震火災その他非常災害により住居又は家財に損害を受けたとき	被害の程度に応じて下水道部会長が定める見舞金	被害の程度に応じて下水道部会長が定める見舞金
その他		その都度必要に応じて下水道部会長が決定する。 下水道部会員でない役員、委員の慶弔についても同様とする。	

公益通報取扱要綱

1 目的

この要綱は、法令違反等に関する通報を会員等から受け付ける体制を整備し、通報者の保護を図りながら適切な措置を講ずることで、会員企業の法令遵守（コンプライアンス）を推進することを目的とする。

2 公益通報の範囲

(1) 通報者の範囲

ア 会員企業の役員及び従業員

イ 県民（通報対象となる法令違反が生じ、又は生ずる恐れがあると信じたことに相当の理由がある場合に限る。）

(2) 公益通報の対象範囲

会員企業の法令違反行為（法令違反行為が生ずる恐れがある場合を含む。）及び当協会の行動憲章に反する行為。

3 会員の責務

会員は、法令及び当協会の行動憲章に従い、建設産業の健全な発展に寄与しなければならない。また、公益通報をする際には、他人の正当な利益や公共の利益を害することのないよう留意し、誠実に行わなければならない。

4 公益通報に関する窓口

公益通報に関する事務を処理するため、倫理委員会に公益通報・相談窓口を設置する。

5 公益通報の処理

(1) 公益通報の受付

倫理委員及びその窓口担当者は次の事柄に留意し公益通報の受付を行う。

ア 通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名、連絡先および公益通報の内容となる事実を把握する。

イ 通報者に対して、公益通報をしたことに対する不利益な取り扱いがないこと及び通報者の秘密が保持されることを十分説明する。

ウ 通報者に対して、公益通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を通知する。

エ 通報内容が虚偽であることが明らかな場合や著しく不分明な場合は、公益通報として受理しないものとする。

オ 通報が匿名で行われた場合や通報対象事実でないことが通報時において明らかな場合は、この要綱に基づく公益通報としてではなく、情報提供がなされたものとして公益通報に準じた取扱いを行うものとする。

カ 公益通報の受理から処理の終了までの標準処理期間は2週間以内とし、期間内に処理が終了するよう努めるものとする。

(2) 調査の実施

倫理委員及び倫理委員会より調査を委任された者は次の事柄に留意し調査を行う。

ア 公益通報を受理した場合は、調査の必要性を十分検討し、適正な業務の遂行に支障がある場合を除き、調査を行う場合はその旨と着手の時期を、調査を行わない場合はその旨と理由を、通報者に対し

て通知する。

イ 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮のうえ、必要かつ相当と認められる方法で行う。

ウ 前項の調査に関して必要があるときは、会員企業等に関係資料の提出、又は説明を求めることができる。

エ 調査中は、通報者に対して、調査の進捗状況を適宜通知する。また調査結果は、速やかに取りまとめ、通報者に対して通知する。

オ 調査の進捗状況や調査結果を通知する場合は、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に十分配慮する。

(3) 調査に基づく措置の実施等

ア 調査の結果、法令違反行為が生ずる恐れがある又は当協会の行動憲章に反する行為であると倫理委員会が判断したときは、速やかに是正措置等を講ずるよう会長及びコンプライアンス委員長に通知するものとする。

イ 前項の通知を受けた会長及びコンプライアンス委員長は、関係する会員企業等にその内容を通知し、是正措置等を求める。

ウ 会長及びコンプライアンス委員長は、関係する会員等が前項の通知に基づく是正措置等を講じたときは、倫理委員長に報告しなければならない。また、倫理委員は、通報者に対してその内容を通知する。

エ 調査の結果、法令違反行為が生じていると信じるに足る相当の理由があると倫理委員会が判断したときは、法的な権限に基づく勧告や命令を行うことができる行政機関に通報する。また、倫理委員は、会長、コンプライアンス委員長にもその事実を通知する。

オ 会員への是正措置等の通知及び行政機関への通報をする場合は、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に十分配慮する。

(4) 是正措置等の実効性の評価

倫理委員は、通報処理終了後、是正措置等が十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他の改善を通知するものとする。

6 通報者等の保護

会員及び倫理委員会は次の事柄に留意して通報者等の保護を図る。

(1) 通報者等の保護

通報者又は相談窓口に相談した者（以下「相談者」という。）に対して、公益通報又は相談をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

通報者又は相談者に対し、公益通報又は相談をしたことを理由として不利益な取扱いを行った者に対しては、懲戒処分その他の適切な措置をとることとする。なお、正当な理由がなく、公益通報又は相談に関する秘密を漏らした者についても同様とする。

(2) 通報者等へのフォロー

通報者又は相談者に対して、公益通報又は相談をしたことを理由とした不利益な取扱いや職場内での嫌がらせ等が行われていないかを適宜確認するなど、通報者等の保護に係る十分なフォローアップを行う。

(3) 救済制度等の適用

公益通報又は相談をした者は、公益通報又は相談したことを理由とした不利益な取扱いについては、倫理委員会に対して相談し、その内容等に応じて必要な措置を求めることができる。

7 その他

(1) 秘密保持の徹底等

- ア 通報処理に従事する者は、公益通報に関する秘密を漏らしてはならない。
- イ 通報処理に従事する者は、自らが関係する通報事案の処理に関係してはならない。

(2) 協力義務

- ア 公益通報に関して調査の対象となった会員企業は、正当な理由がある場合を除き、公益通報に関する調査には、誠実に協力しなければならない。
- イ 会員企業は、この要綱に定める公益通報について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行わなければならない。

(3) 通報関連資料の管理

各通報事案の処理に係る記録及び関係資料については、通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

倫理委員会設置要綱

(設 置)

第1条 本県建設業におけるコンプライアンスを確立するにあたり、透明性と公平性を保つために倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任 務)

第2条 委員会は、協会及び協会会員のコンプライアンスを確立するための取組み状況及びコンプライアンス違反が懸念される事象に対して審議し、理事会及びコンプライアンス委員会に意見を述べる。また、法令に違反すると信じるに足る相当の理由があるときは法的な権限に基づく勧告や命令を行うことができる行政機関に通報する。

2 委員会はコンプライアンス確立に向けた当協会の取組みが十分機能しているか、定期的に確認し、その結果等を理事会及びコンプライアンス委員会に報告する。

3 委員会は当協会の公益通報要綱に従い公益通報に関する処理を行う。

(組 織)

第3条 委員会は委員10名以内で組織する。

2 委員は、協会と直接・間接的な利害関係を有さない外部有識者のうちから会長が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(服 務)

第5条 委員は職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委 員 長)

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会 議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は委員長があたる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴取することができる。

4 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くこと、及び議決することができない。

5 会議は公開とする。ただし、委員の全員が同意し、委員長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は協会事務局が処理する。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、法令及び協会の定款諸規程に反しない範囲において委員長が定める。

(日 当)

第10条 各委員への報酬、日当、交通費については、次のとおりとする。

- ① 報 酬 無 報 酬
- ② 日 当 1 万 円
- ③ 交 通 費 協会旅費規定に定めるところによる

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以降最初の委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。

